

江東区区民農園条例施行規則の一部を改正する規則

(駐車場使用料の免除)

第12条 条例第10条の規定により区長が駐車場使用料の全部を免除することができる場合は、区内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者が江東区夢の島区民農園を利用するときとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳を所持する者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定により交付された療育手帳を所持する者又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号副知事決定）第5条の規定により交付された愛の手帳を所持する者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者